

定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年3月28日

美濃加茂市・加茂郡七宗町

定住自立圏の形成に関する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と加茂郡七宗町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、民間の意欲と発想を積極的に引き出し、民間企業や地域組織とそれぞれの役割を分担し、協働でサービスを提供する「新しい公共」により、圏域全体の活性化につなげる。

（連携する取組の分野と、その内容及び役割）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野、取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

（7）病診連携の強化

a 取組の内容

圏域における医療の高度化及び救急対応能力の向上を図る。

b 甲の役割

- (a) 社会医療法人及び地域医療支援病院を拠点とする救急医療システム及びICカード診療情報システム構築のため、圏域住民への周知及び関係機関との調整並びにシステムの機能強化等に関する取組を支援する。

(b) 圏域の医療体制の現状やかかりつけ病院・診療所の役割等に関する情報を把握し、圏域住民への周知及び広域的な病診連携の推進に関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 社会医療法人及び地域医療支援病院を拠点とする救急医療システム及びＩＣカード診療情報システム構築のため、圏域住民への周知及び関係機関との調整並びにシステムの機能強化等に関する取組を支援する。

(b) 圏域の医療体制の現状やかかりつけ病院・診療所の役割等に関する情報を把握し、圏域住民への周知及び広域的な病診連携の推進に関する取組を支援する。

イ 福祉

(7) 子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

圏域住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスの基盤整備を促進し、地域ぐるみで子育てを支える環境の充実を図る。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

(b) 圏域内の、言語、発音、運動、社会性等に障がいのある子ども及びその保護者を対象とした相談、指導、保育等に関する環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

(b) 圏域内の、言語、発音、運動、社会性等に障がいのある子

ども及びその保護者を対象とした相談、指導、保育等に関する環境を整備する。

(4) 福祉サービスの向上に対する環境の整備

a 取組の内容

圏域住民に対する福祉サービスの質的向上を図る。

b 甲の役割

(a) 圏域の福祉関連事業所に勤務する職員等の専門的知識や技術力の向上を目的とした取組を支援する。

(b) 関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

(a) 圏域の福祉関連事業所に勤務する職員等の専門的知識や技術力の向上を目的とした取組を支援する。

(b) 関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

ウ 教育

(7) 公共施設の共同利用の推進

a 取組の内容

圏域住民の生涯学習、文化、スポーツ活動等の活性化及び圏域住民に対する公共施設の利便性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 圏域の生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設等の利用案内及びイベント情報等を収集・整理し、総合的な情報の提供を行う。

(b) 圏域の公共施設の利用方法の統一化及び利用情報の共有化等を進め、公共施設の効果的・効率的な活用を図る。

c 乙の役割

(a) 圏域の生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設等の利用案内及びイベント情報等を収集・整理し、総合的な情報の提供

を行う。

- (b) 圏域の公共施設の利用方法の統一化及び利用情報の共有化等を進め、公共施設の効果的・効率的な活用を図る。

(4) スポーツ・文化団体等の交流の促進

a 取組の内容

すべての圏域住民が、生きがいを感じて暮らすことができるよう、スポーツ、文化等様々な活動に参加する機会を拡大する。

b 甲の役割

- (a) 圏域のスポーツ、文化団体等の活動情報を総合的に把握し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。
- (b) 圏域のスポーツ、文化団体等が、相互に参加・交流し、活発に活動を継続できる環境を整備する。

c 乙の役割

- (a) 圏域のスポーツ・文化団体等の活動情報を総合的に把握し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。
- (b) 圏域のスポーツ・文化団体等が、相互に参加・交流し、活発に活動を継続できる環境を整備する。

エ 産業振興

(7) 農林商工連携による地域ブランドの開発

a 取組の内容

農林商工の連携により、地元農林産物を活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、地元特産物の流通販路を強化する。

b 甲の役割

- (a) 農林商工連携による地域ブランドの認定基準を明確にし、基準に基づいた地域ブランドの開発を進める。
- (b) 民間企業、関係機関等と連携し、地元農林産物を活用した地域ブランドの開発等に関する取組を支援する。
- (c) 地元特産物の直売機会の確保や流通事業者との連携を強化し、流通販路の拡大に関する取組を支援する。

- (d) 地元特産物及び圏域全体の知名度を向上させるため、全国に向けた地元特産物のPR活動等を促進する。

c 乙の役割

- (a) 農林商工連携による地域ブランドの認定基準を明確にし、基準に基づいた地域ブランドの開発を進める。
- (b) 民間企業、関係機関等と連携し、地元農林産物を活用した地域ブランドの開発等に関する取組を支援する。
- (c) 地元特産物の直売機会の確保や流通事業者との連携を強化し、流通販路の拡大に関する取組を支援する。
- (d) 地元特産物及び圏域全体の知名度を向上させるため、全国に向けた地元特産物のPR活動等を促進する。

(イ) 飛騨川流域の観光の推進

a 取組の内容

飛騨川流域の豊かな自然環境を軸に、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。

b 甲の役割

観光産業に関わる民間企業や関係団体等と連携し、飛騨川流域の豊かな自然環境を軸に、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を研究・開拓し、訪れる人々が回遊しやすい観光環境を整備する。

c 乙の役割

観光産業に関わる民間企業や関係団体等と連携し、飛騨川流域の豊かな自然環境を軸に、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を研究・開拓し、訪れる人々が回遊しやすい観光環境を整備する。

(ウ) 産業活性化のための異業種間・産学官の連携と人材育成の推進

a 取組の内容

異業種間・産学官の連携をすることにより、経済の発展を共に実現していくとともに、事業を担う人材育成を積極的に推進する。

b 甲の役割

- (a) 特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を促進するための体制整備を進める。
- (b) 新事業やベンチャー企業の創出による地域活性化を促進する。
- (c) 民間企業等の需要に応じた人材の確保に関する体制整備を支援する。

c 乙の役割

- (a) 特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を促進するための体制整備を進める。
- (b) 新事業やベンチャー企業の創出による地域活性化を促進する。
- (c) 民間企業等の需要に応じた人材の確保に関する体制整備を支援する。

(I) 農林業の振興

a 取組の内容

農林業後継者の育成、耕作放棄地の有効利用等、農林業の課題に共同で取り組むとともに、安全・安心な農産物の利用拡大を推進し、農林業振興の活性化を図る。

b 甲の役割

- (a) 就農林に関する情報を収集・発信するとともに、希望者への農林業の指導・育成に関する支援を行う。
- (b) 圏域の耕作放棄地への管理指導と有効な土地利用対策を実施する。
- (c) 圏域の関係機関と連携し、農林産物の産地づくりを推進する。
- (d) 大型直売所等への供給体制づくりを推進する。
- (e) 圏域の有害鳥獣駆除対策に関し、情報収集と調整を行い共同での対策を実施する。

c 乙の役割

- (a) 就農林に関する情報を収集・発信するとともに、希望者への農林業の指導・育成に関する支援を行う。

- (b) 圏域の耕作放棄地への管理指導と有効な土地利用対策を実施する。
- (c) 圏域の関係機関と連携し、農林産物の産地づくりを推進する。
- (d) 大型直売所等への供給体制づくりを推進する。
- (e) 圏域の有害鳥獣駆除対策に関し、情報収集と調整を行い共同での対策を実施する。

オ 環境

(7) 総合的な環境・エネルギー対策の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、クリーンエネルギーの普及の拡大、森林整備の推進、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を、広域的・効果的に実施し、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減を推進する。

b 甲の役割

- (a) クリーンエネルギーに関する情報を共有し、効果的な取組の普及の拡大を推進する。
- (b) 森林等の自然環境に関する情報を共有するとともに、豊かな森林づくりに携わる人材に対する指導や育成活動等を支援する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a) クリーンエネルギーに関する情報を共有し、効果的な取組の普及の拡大を推進する。
- (b) 森林等の自然環境に関する情報を共有するとともに、豊かな森林づくりに携わる人材に対する指導や育成活動等を支援する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共ネットワークの整備・活用

(7) 地域公共交通ネットワークの推進

a 取組の内容

圏域住民の交通利便性の向上を図るため、地域公共交通の広域ネットワーク化を推進する。

b 甲の役割

(a) 圏域の高齢者や独居世帯の住民に対し、医療、福祉、買物等の利便性の確保のため、住民の生活動線、住民ニーズ、バスの利用状況、運行費用等を調査・分析し、圏域の総合的な公共交通体系の計画を策定する。

(b) 関係機関と連携し、路線延伸等、バスの運行環境に関する整備及び情報の提供・周知を行う。

c 乙の役割

(a) 圏域の高齢者や独居世帯の住民に対し、医療、福祉、買物等の利便性の確保のため、住民の生活動線、住民ニーズ、バスの利用状況、運行費用等を調査・分析し、圏域の総合的な公共交通体系の計画を策定する。

(b) 関係機関と連携し、路線延伸等、バスの運行環境に関する整備及び情報の提供・周知を行う。

イ 情報ネットワークの整備・活用

(7) C A T V、携帯通信、情報紙等を活用した情報環境整備

a 取組の内容

圏域住民や民間企業等と連携し、情報を共有することで、福祉サービスの充実、新たな圏域の魅力の発掘、圏域住民の交流等を促進し、圏域全体の活性化を図る。

b 甲の役割

(a) 圏域の高齢者世帯等の買物弱者のニーズに対応するため、連携し、情報通信ネットワークや情報紙等を活用した福祉サービスを支援する。

(b) 関係機関と連携し、C A T V、携帯通信等の情報通信ネッ

トワークや情報紙等を活用した圏域行政の情報提供等を整備する。

c 乙の役割

(a) 圏域の高齢者世帯等の買物弱者のニーズに対応するため、連携し、情報通信ネットワークや情報紙等を活用した福祉サービスを支援する。

(b) 関係機関と連携し、CATV、携帯通信等の情報通信ネットワークや情報紙等を活用した圏域行政の情報提供等を整備する。

ウ 道路等のインフラの整備

(7) 生活幹線道路の整備

a 取組の内容

圏域生活の利便性及び防災機能の向上を図るため、広域的な生活幹線道路の整備を推進する。

b 甲の役割

広域的な視点で生活幹線道路の整備に関する協議を行い、圏域の「広域道路網整備計画」を策定し、当該計画に基づいて生活幹線道路整備を進める。

c 乙の役割

広域的な視点で生活幹線道路の整備に関する協議を行い、圏域の「広域道路網整備計画」を策定し、当該計画に基づいて生活幹線道路整備を進める。

エ 地域住民の交流促進

(7) 各種ボランティア団体等の地域コミュニティ環境の整備

a 取組の内容

各種ボランティア団体等の地域コミュニティ環境を整備し、住民主体のまちづくりを推進する。

b 甲の役割

圏域で活動する各種ボランティア団体等の情報を収集・発信し、支援に関する研究を行い、地域コミュニティ環境を整備する。

c 乙の役割

圏域で活動する各種ボランティア団体等の情報を収集・発信し、支援に関する研究を行い、地域コミュニティ環境を整備する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成・交流

(7) 職員の合同研修及び人材交流

a 取組の内容

職員の様々な地域課題への対応能力の向上及び視野の拡大並びに圏域全体にわたる事業運営の円滑化及び圏域の職員間の一体感を醸成する。

b 甲の役割

(a) 相互に、職員研修に関する情報及び参加の機会を共有するとともに、合同研修を行う。

(b) 連携強化に資する分野において、相互に職員の派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 相互に、職員研修に関する情報及び参加の機会を共有するとともに、合同研修を行う。

(b) 連携強化に資する分野において、相互に職員の派遣を行う。

イ 外部からの行政及び民間人材の確保

(7) 外部の専門的な人材の活用

a 取組の内容

外部の専門的な人材を活用し、圏域全体のマネジメント、地域ブランド構築、新規事業開発及びICTの活用等に関して、本条に規定する取組の成果を高める。

b 甲の役割

高度な専門性を確保するため、民間企業や研究機関又は国・県の専門性を有する人材を活用し、地域特性を活かす理念等の構築を図る。

c 乙の役割

高度な専門性を確保するため、民間企業や研究機関又は

国・県の専門性を有する人材を活用し、地域特性を活かす理念等の構築を図る。

ウ 圏域行政事務の共同化

(7) 行政事務の効率運用

a 取組の内容

総合行政ネットワークシステム等を活用し、行政サービスの向上と事務の効率化を推進する。

b 甲の役割

圏域の行政事務の課題や可能性について検討し、圏域での事務処理や地域情報の提供等の共同・連携により、効果的・効率的な行政事務を進める。

c 乙の役割

圏域の行政事務の課題や可能性について検討し、圏域での事務処理や地域情報の提供等の共同・連携により、効果的・効率的な行政事務を進める。

(4) 定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する事業等を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

る。

- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

- 第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

- 第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成23年3月28日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市
美濃加茂市長

渡辺直由



乙 加茂郡七宗町上麻生2442番地の3

加茂郡七宗町
加茂郡七宗町長

平戸敬二



